

共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託仕様書

亀山市
[政策部 政策推進課]

1. 業務名称

共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託

2. 業務目的

本市における地域公共交通は、民間交通事業者が運行する鉄道、路線バス及びタクシー、本市と隣接市が行政負担のもと運行する廃止代替路線バス、本市が運行するコミュニティバス、乗合タクシーなど、多様な交通モードにより形成されているが、行政面積の広い本市では、地理的・時間的・世代的な観点からの交通空白が生じている。また、コロナ禍を経て、市民の多くが自家用車での移動に依存しているため、バス利用者数が減少傾向（一部路線を除く）にあるとともに、物価高騰や人件費高騰の影響により、運行経費は年々増加傾向にある。一方で、鉄道やバスを補完する公共交通として運行する高齢者を対象とした乗合タクシーは、多様化するニーズに対応できる利便性の高さから、利用者数は増加傾向にある。こうしたことから、効率的で効果的な地域公共交通網の形成が図れていない状況にあり、「特にコミュニティバス利用が低調な亀山南部地区、亀山西部地区沿線地域（以下「バス利用が低調な地域」という。）」の交通空白解消を含めた地域公共交通体系のり・デザインが喫緊の課題となっている。

そこで、国土交通省が実施する「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの「交通空白」解消緊急対策事業を活用しつつ、地域、交通事業者、行政等で構成する「亀山市交通空白解消等リ・デザイン共創プラットフォーム（以下「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、本業務により、本市の地域公共交通を考える「共創の場」づくりを行い、バス利用が低調な地域をモデルに、地域、交通事業者、行政など、多様な関係者が一体となり、多角的視点からの協議調整を図ることで相互理解を促すとともに、地域公共交通に関わる知識の習得による人材育成と地域性に応じた持続可能な地域公共交通体系を構築することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年2月20日（金）まで

4. 業務場所

亀山市内

5. 業務内容

本業務の目的を達成するため、以下に掲げる業務を実施するものとする。

(1) データの取得・集計・分析とワークショップ等への活用

- ①本市の人流等ビッグデータの取得、本市が所有する既存データ資料及び独自に入手した資料等により、データの集計・分析等を行い、地域住民の生活圏の広がりや鉄道駅、公共施設等への移動実態等の整理を行う。
- ②分析・整理された資料の報告書作成を行うとともに、ワークショップや共創プラットフォームでその分析結果を活用するため、理解しやすい資料等の作成を行う。
- ③バス利用が低調な地域を対象とした「交通空白」解消等リ・デザインに当たっては、市民の意

向やニーズを把握する必要があるため、地域公共交通に関する市民アンケート調査及び地域まちづくり協議会へのヒアリング等の実施と分析を行う。

ア) 市民アンケート

市民アンケートは、無作為に抽出した市内に居住する15歳以上の市民1,200人を対象としたアンケートを郵送により配布し、郵送またはWEBにて回収を行うこととする。なお、実施時期については、発注者と十分に協議を行うこととする。

イ) 地域まちづくり協議会等へのヒアリング

発注者により、市内22地区の地域まちづくり協議会や関係団体等へのヒアリングを実施するが、自立した移動手段を持たない移動困難者のニーズ等を把握することが重要であるため、必要に応じて地域住民へのヒアリング調査や意見交換等に同行し、ニーズ把握に努める。なお、実施時期や手法については、発注者と十分に協議を行うこととする。

(2) 共創プラットフォーム等の運営支援

①バス利用が低調な地域において、ワークショップを各地区2回以上開催するものとし、地域における地域公共交通に関わる知識の習得とプロセス理解醸成による人材育成のため、データ等分析を基にしたワークショップの企画及び必要なコンテンツの作成、司会進行、ファシリテーション、議事録等の作成を行う。なお、ワークショップ開催会場及びワークショップ参加者については、市が手配するものとする。

②共創プラットフォームは、2回以上開催するものとし、協議調整のために必要なワークショップの実施結果等に基づいた資料作成等を行うとともに、協議内容の検討、必要に応じたコンテンツ作成、司会進行、議事録等の作成を行い、合意形成に至るまでの過程の運営支援を行う。

(3) オンデマンド交通（公共ライドシェア、AI配車を含む）等導入シミュレーションの実施

①バス利用が低調な地域における新たなモビリティサービスの導入等を視野に入れつつ、地域実情に沿った新たな交通体系の検討と構築を行い、バス利用が低調な地域における新たなモビリティサービスの導入シミュレーションを行う。また、シミュレーション結果については、共創プラットフォーム及びワークショップの場において情報共有するものとする。

(4) 実施計画（ロードマップ）案の作成

①共創プラットフォームや地域における協議調整結果を踏まえ、「交通空白」解消等リ・デザインの実現に向けた具体的アクションにつなげるため、実証運行を経た本格運行へと繋げるための実施計画（ロードマップ）案の取りまとめを行う。

(5) 亀山市地域公共交通会議等への提出資料作成支援

①必要に応じて、亀山市地域公共交通会議等に提出する関連資料の作成支援を行う。

(6) 業務マネジメント

①本業務の進捗管理を行う。なお、受託者は、本業務を適切且つ円滑に実施するため、発注者と綿密な連絡を行うための連絡体制を整えることとし、協議内容等は、都度受託者による記録と相互確認を経た上で保存し、最終報告書に添付するものとする。

(7) その他

①本仕様書では、本業務の実施に当たり、必要最低限の内容事項等を記載しており、受託者は、本業務の目的と目指す姿等の実現のため、専門的知識を有する立場から効果的手法等により

事業を実施する場合、発注者と都度協議の上、実施するものとする。

6. 成果品

本業務の成果品として、次に掲げるものを各2部提出するものとする。また、併せて電子データを提出するものとする。なお、電子データは、Microsoft Word、Excel または PowerPoint で、読込及び編集・加工ができるものを原則とする。

(1) 共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン支援業務

- ①人流等データ分析報告書
- ②市民アンケート、ヒアリング調査等分析報告書
- ③亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン実施計画（ロードマップ）案
- ④実施報告書

※その他、本業務により作成した資料（コンテンツ）については、その都度納品するものとし、実施報告書へも添付するものとする。

7. その他

(1) 打合せ等

業務の実施に当たっては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めること。また、関連法令をはじめ、国・県等のマニュアル・手引きその他を十分に参照し、業務を実施すること。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

(3) 委託料の支払い

受託者からの完了報告を受け、発注者が検収したあと、予算の範囲内で委託料を支払うこととする。

(4) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。

(5) 環境負荷の軽減

本業務の遂行に当たっては、節電、アイドリングストップ等、省資源や省エネに努めるなど、環境負荷の軽減に十分配慮すること。

(6) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。

8. 参考資料

(1) 業務に当たっての参考資料は、亀山市ホームページの下記アドレスより取得すること。

① 亀山市地域公共交通計画

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112305302/kotukeikaku.html>

② 市内の公共交通について

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112305289/>

③亀山市地域公共交通会議

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2020120800012/kotukaigi.html>

④亀山市オープンデータ・地図情報システム

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021032200037/>

(2) 貸与資料

- ①路線バス、廃止代替路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーの利用者数や運行経費等に関するデータ過去5年間程度（令和6年度実績を含む）
- ②直近のコミュニティバス乗降調査に関するデータ
- ③直近の乗合タクシー利用者アンケート、図書館アンケート調査に関するデータ
- ④直近の市内鉄道駅における学生の乗降調査データ